

平成29年度第10回南関町農業委員会会議録

平成30年1月10日(水)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 5番 原 靖 君
 - 6番 山本精武君
5. 議 事
 - 第30号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第31号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第32号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第33号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第34号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松本 泰典 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 寺本 藤雄 君

書記 上田 賢 君

平成29年度第10回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。ただいまから第10回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） 本日は、委員皆様、全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読を1番、松本委員さん、よろしく願いいたします。

○1番（松本 泰典君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 明けましておめでとうございます。家族お揃いで新年をお迎えることとお喜び申し上げます。旧年中は大変お世話になりました。どうか無事新年迎えることができて、厚くお礼を申し上げたいと思います。

基盤整備のほうもですね、高久野のほうから始まりましてですね、あちこちで計画されているようでございましてですね、早めの実施されて、優良農地の確保に町のほうとしても頑張っていたきたいと思います。私たちもですね、それなりの応援をしながら頑張っていきたいと思いますがですね、まだまだ、やはり中山間地でもございましてですね、山田のほうはですね、なかなか耕作者ももういない、高齢化ですね、やめればそれで終いというようなところですね、荒れて、イノシシあたりが、私のところもですね、今年はイノシシがお客さんとしてまいりました。今まではイノシシはおらなかったわけですが、そういうことですね、そういう鳥獣被害もかなりございましてですね、早めの対策をお願いして、また私たちも私たちなりにですね、耕作放棄地の防止に頑張っていきたいと思いますので、今年度もよろしく願いしときます。お世話になります。

また今年度はですね、2月に選挙でございまして。町会議員、町長さんも選挙ですね、そういうこともございましてですね、いろいろ大変かと思いますが、よろしく

お願いしたいと思います。ではよろしく申し上げます。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以後の議事の進行は、杢村会長をお願いいたします。

発言しようとするときは、議長の許可を受けてください。また、携帯につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（杢村 公正君） それでは、議事録署名人の選任をいたします。今回は、議事録署名人として5番、原委員、6番、山本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（杢村 公正君） それでは、議事に入りたいと思います。第30号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、第30号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番から5番は同一の申請になります。受付日、平成29年12月14日、申請番号146号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

6番、受付日、平成29年12月15日、申請番号149号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

7番と8番は同一の申請となります。受付日、平成29年12月15日、申請番号150号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

9番と10番は同一の申請となります。受付日、平成29年12月15日、申請番号148号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

11番、受付日、平成29年12月18日、申請番号151号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、贈与による所有権移転となります。

12番、受付日、平成29年12月18日、申請番号152号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、売買による所有権移転となります。議案書のほう

に金額が抜けておりますが、売買価格は全体で6万6,000円となっております。

13番、受付日、平成29年12月19日、申請番号153号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、交換による所有権移転となります。

14番と15番は同一の申請となります。受付日、平成29年12月22日、申請番号155号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、売買による所有権移転となります。

次に、農地法第3条第1項の規定による農地の賃借権設定の許可申請についてご説明いたします。

1番から3番は同一の申請となります。受付日、平成29年12月11日、申請番号143号。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、期間は3年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

第30号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請9件でございます。ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いします。

まず、10番、竹島委員、その次にですね、荒木委員、5番、原委員、私、8番、田崎委員、6番、山本委員の順にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○10番（**竹島 久利君**） 10番の竹島でございます。申請はですね、1番から5番まで同一案件でございますので、一括して説明をいたします。

12月26日、振進委員の平川君と事務局と3人で現地調査をいたしました。

現地はですね、全部栗山でございます、きれいに手入れをされており、何ら問題はないと思います。

それでですね、この案件の中に2反8畝が出ておりますが、本人の持ち物は南関町のほうではこれだけですけど、菊水町のほうに3反近くアスパラガスを耕作しているということで、何らこの申請に対して何ら問題はないと思います。審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（**松村 公正君**） 続きまして、2番、荒木委員お願いいたします。

○2番（**荒木 勝治君**） はい、2番、荒木です。地図を見てもらっていいですかね。

屋敷の裏あたり荒れてるといふか、少しは畑を作っておられました。場所的には〇〇公民館からちょっと下ったところで、100mぐらい下ったところの場所です。

それから、7番は、やっぱりこのそばじゃあったです。公民館からいうなら100m近くあっですかね、もう畑はきれいにしてありました。問題ないと思います。

8番ですね、ここはですね、ちょっと黒いところがあります。貯水池があるんですね、〇〇〇の水利組合の貯水池です。それから何メートルもないところです。そこ

は大体本人さんというか、買われた人がですね、耕作しておられました。

それとですね、9と10ですね、これは田んぼ、周りは畑になっとつとですよ、これが田んぼなんですけれども、この坂道をずっと上がっていくと公民館があるところなんです。この坂道の手前の両脇の田んぼです。草とか生えてたけど、田んぼとして利用できる感じでありました。

よろしくをお願いします。

○議長（**松村 公正君**） 続きまして5番、原委員、お願いいたします。

○5番（**原 靖君**） 写真は11番、左端が〇〇〇の駐車場です。反対側に3枚ぐらいあったんですが、今は整地して一枚の田んぼになってます。

管理されており問題ないと思います。審議をよろしくをお願いします。

○議長（**松村 公正君**） それでは、私のほうから12番ですが、ここは道路拡張に伴います代替地と申しますか、そういうことでございまして、狭い面積でございまして、現在ですね、竹がいっぱい立っております。それとその持ち主の方ですね、栗をして管理されておりますのでですね、おそらく栗園で対応されるかと思えます。かえってですね今までよりも良くなるかと思えます。よろしくをお願いいたします。

それから、14、15でございまして、この辺につきましてはですね、〇〇〇さんの奥のほうになりましてですね、向こうの山側でございまして、住宅がございましてですね、住宅に続いた農地でございまして、住宅をですね、この買い求められる方が買われるということですね、一緒に田んぼも買われ、現在はですね、もう荒れてはおりませんが、福岡在住でございまして、たまに草取りぐらいされておるようございまして。かえってですね、この譲受人につきましてもですね、手入れがいくんじやなかろうかと考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（**松村 公正君**） 続きまして、8番、田崎委員、お願いいたします。

○8番（**田崎 芳憲君**） 13番の件です。この写真はですね、〇〇〇の自宅の前の畑です。野菜とか作っておられます。交換となっておりますけれども、交換の用地はですね、〇〇〇の先で〇〇〇の基盤整備のその土地と交換ということですね、まだ肝心の登記ができていないので、それができたら登記をするということですので、一応そういうことです。よろしくをお願いします。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

続きまして、6番、山本議員、お願いします。

○6番（**山本 精武君**） はい、6番、山本です。27日に事務局と推進委員の前川君と3人で現地を確認してきました。場所は、〇〇〇公民館の近くから小袋山に向けて農道が走っておりますけど、入り口に鳥居が建っておりまして、それは〇〇〇神社の奥のほうにあります。

これは反対に見てもらおうと、手前のほうが入り口で、奥のほうはもうこれは神社がちょっとなんか茂ってますけど、そこのに神社があるんですよ、その手前200mか300mぐらいのところに3カ所同じ印がありますけども、そこを今回、今までも何年か作っておられるようですけども、今回申請されたということで現地確認に行ってきました。

ここは〇〇〇さんという方が、耕作しておられるということを推進委員の前川さんから聞きました。問題ないと思って帰ってきました。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきましてご意見、ご質問ございませんか。ございませんか。

（なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決に入りたいと思います
第30号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。異議なしと認め、30号議案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第31号議案、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、第31号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

受付日、平成29年12月15日、申請番号145号。土地の所在地等は記載のとおりです。転用目的は駐車場です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。第31号議案は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、現地調査に出向かれました委員さんよりの補足説明をお願いいたします。

6番、山本委員、お願いいたします。

○6番（**山本 精武君**） 山本です。27日に事務局と推進委員の前川君と3人で確認に行ってきました。駐車場の案件ですけども、ご存じかどうかわかりませんが、〇〇〇線の県道から500mほど入ったところですよ。白く見えてるのは田んぼです。

三角の黒囲みももともとは田んぼでしたけども、この申請者の方が、ここは農振地ということをお知らせに、3、4年前から駐車場にされておりました。それで役場のほうから注意を受けて、まず、農業委員に出す前に県のほうの許可をもらわないかんということです。

そういうことで、現状は早くから駐車場になっております。ここも始末書かなんか書いてこられたのかどうかわかりませんが、もともと農振地だったもので、すね、今度県から許可をもらったということで、許可をもらったので、審議のほどよろしくお願いします。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので採決いたします。

第31号議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

どうですか、異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） 異議なしと認め、第31号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

続きまして、第32号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、第32号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。権利の種類は所有権移転、受付日、平成29年12月15日、申請番号147号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は農道です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございます。第32号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請2件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員さんの補足説明をお願いいたします。

2番、荒木委員、お願いいたします。

○2番（**荒木 勝治君**） はい、2番、荒木です。26日に事務局と推進委員さんと私と3人でまいりました。申請人の畑に行く農道で、これまで進入路がなくて困っておられることから今日の申請となりました。

簡単な説明ですが、よろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） ただいま説明が終わりました。何かこの件につきましてご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） 5番の原です。農道でなってますけど、どこかこの上のほうに自分の畑かなんかあんなつとですか。

○事務局（上田 賢君） ではご説明させていただきます。

今回申請地のもので、西側というか、写真でいえば左側ですね、のほうに3143という地番がちょっと見えにくいかな、ありますけれども、その所が申請者、譲受人の方の農地というふうな形になっております。もともと基盤整備でされていたんですけども、そのときに農道が造ってなくてですね、今までは畦の部分とかそこを通られていたんですけども、今回きちんとしようというところで、農道の転用の許可申請をされているという形になります。

○5番（原 靖君） はい、わかりました。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので採決いたします。

第32号議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第32号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

続きまして、第33号議案、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、第33号議案、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成29年12月13日、申請番号144号。土地の所在等は記載のとおりです。すみません、土地の所在等はですね、図面の下部に記載のとおりとなっております。

本案件はですね、平成24年3月21日付け熊本県指令玉名農普振第15号により、交流用建屋を建設するという目的で農地転用の許可を受けていらっしゃいましたが、資金面等で困難であるということで、今回農業用倉庫の建設へと事業計画の変更をする申請となっております。

次に、2番ですが、受付日、平成29年12月25日、申請番号156号。土地

の所在等は図面下部に記載のとおりです。本案件は、平成29年2月27日付け熊本県指令農担第197号により農地転用の許可を受けていた案件がありまして、今回ですね、前回申請であった分についてはですね、店舗の東側に駐車場と温室を造るという計画となっておりますが、今回ですね、店舗の南側のほうの農地の所有者の方と相談ができたということで、追加ですね、加工場と駐車場を建設する計画となっております。また、当初温室の計画がありましたけれども、ちょっと駐車場が足りないということで、温室部分を取りやめて駐車場に変更する計画となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。第33号議案は、農地転用許可後の事業計画変更承認申請2件でございます。

事務局の説明が終わりました。何かご質問ございませんか、ご意見。

はい、どうぞ。

○9番（北原 照代君） 9番の北原です。受付2番の変更面積がちょっと広いんですけど、これは最初は平成29年ですか。

○事務局（上田 賢君） はい。

○9番（北原 照代君） 2月に申請されていたのを拡張でこうなっちゃったんですね。この面積にも関係なくこれは事業変更でいいんですか。

○事務局（上田 賢君） いや、面積のほうもですね、下部のほうに、図面の下のほうに記載を、面積ですか。

○9番（北原 照代君） 面積、変更前は7,210㎡でしょう、変更後が10,080.03㎡。

○議長（松村 公正君） 1反8畝ぐらい増えとっとやろ。

○事務局（上田 賢君） 1反8畝ぐらい、2反8畝ですね、2反8畝ぐらい増えてます。

○9番（北原 照代君） ですね、はい。

○議長（松村 公正君） それがそのままよかつかいていうことたい。

○事務局（上田 賢君） そうですね、大丈夫です。

○9番（北原 照代君） 面積関係なく。

○事務局（上田 賢君） はい。

○9番（北原 照代君） はい、わかりました。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので採決いたします。

第33号議案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございます。異議なしと認め、第33号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

続きまして、第34号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい。第34号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請となります。利用権の種類は賃借権、土地の所在地等は記載のとおりで、面積は1,966㎡、期間は5年間です。

3番と4番は同一の申請となります。利用権の種類は賃借権、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は2,477㎡、期間は10年間で中間管理事業となります。

5番、利用権の種類は賃借権、土地の所在地等は記載のとおりで、土地の面積は1,804㎡、期間は10年で中間管理事業となります。

6番、利用権の種類は賃借権、土地の所在地等は記載のとおりで、土地の面積は1,101㎡、期間は10年で中間管理事業となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございました。

第34号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画4件でございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質問ございませんか。

3、4、5、6はですね、新しく農業を始めるということですね、今、ハウスですか、ハウスの解体をしたとをですね、運んでございます。まだなかなかなんですか、資金の関係で事前着工ができないということですね、まだ現在のところはそのままでございますが、1人の方がですね、買って、何じゃったか、レモンなんてる、(レモングラスですの声) レモングラスか、レモングラスとトマトをやるということでございます。

(なしの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございますので採決いたします。

第34号議案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) はい、ありがとうございます。異議なしと認め、第34号議

案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） 続きまして、報告事項があるそうでございますので、事務局、よろしく願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、研修会のほうのですね、ご案内のやつを皆さんの机の上にお配りしていたかと思えます。2月23日に熊本市民会館で研修会が行われます。また町民バスの乗り合わせでですね、行くことを計画したいと思っておりますが、また時間等については後日改めてご連絡を差し上げますので、日程を空けてくださいお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

（時間のはの声）

○事務局（上田 賢君） すみません、時間は1時半からなので、もうご飯を食べてもらってから集合してになるかなと思えます。出発としては11時半から12時ぐらいで一応出るような形になるかなあと思えます。

推進委員さんのほうも別途ご案内は差し上げます。

○事務局（上田 賢君） それと2月総会ですが、会議室等々の関係がありまして、2月9日の午前中に予定しております。

（雑談）

○議長（松村 公正君） ほかに皆様から何かご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますのでお諮りいたします。

本日の決議事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思えますが、異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、処理することいたしました。

皆様には慎重審議ありがとうございました。これをもちまして議長の席を降りさせていただきます。どうも。

-----○-----

7. 閉会

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。冒頭にですね、30年と申しましたが29年の誤りでございますので、ここで訂正をします。

それでは、これもちまして、第10回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後・時・分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人